

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品間の損益通算範囲を拡大すること 2 現行の債券税制について次の見直しを行うこと <ol style="list-style-type: none"> ① 債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更すること ② 債券の利子・譲渡所得について損益通算を認めること ③ 利払日の所有者の属性で源泉徴収（課税、非課税）を判定すること ④ 債券の償還差損益については、譲渡所得とみなすこと ⑤ 債券の利子について申告不要制度を措置すること ⑥ デフォルト債の損失は譲渡損失とみなすこと ⑦ 割引債について、発行時の源泉徴収を廃止すること ⑧ 債券の利子・譲渡所得についても特定口座で取り扱えるよう措置すること ⑨ 一般事業法人に係る債券利子の所得税額控除の見直しを行うこと 3 損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること 4 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること 5 損益通算範囲の拡大に併せて、金融商品に係る損失繰越期間を拡大すること 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備が図られること。		
	(2) 施策の必要性 個人投資家の積極的な市場参加を促すためには、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが重要である。 現行制度においては、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算できないなど、金融商品間の損益通算範囲が制限されているほか、損失繰越期間についても限度（3年）があり、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にある。 このため、金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間を拡大し、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備することが必要である。 また、預金・債券に損益通算の範囲を拡大するにあたっては、課税方式を株式等の課税方式（申告分離課税）と同じものに変更する必要があるが、債券市場については、税により市場の流通性が阻害されているなどの問題点（課税玉と非課税玉の分断問題）がかねてから指摘されているところであり、当該課税方式の変更に併せて現行債券税制の抜本的な見直しを行う必要がある。 （注）課税玉と非課税玉の分断問題 金融機関等が保有する債券（非課税玉）の利子については、源泉徴収が免除されているが、個人から購入した債券（課税玉）については、金融機関等が保有しているにもかかわらず、源泉徴収が課されてしまうため、金融機関等と個人との流通が分断されてしまう		
	今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
			政策の達成目標 個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備が図られること。
			租税特別措置の適用又は延長期間 恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標 （政策の達成目標と同じ）	
		政策目標の達成状況 新設要望のため、該当せず	

有効性	要望の措置の適用見込み	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境が整備され、個人投資家の積極的な市場参加が促進される。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	金融商品間の損益通算の範囲を拡大することにより、個人の投資家が市場に参加しやすい環境が整備される。 また、債券税制が見直されることにより、市場の流動性が改善される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	平成 21 年から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得と配当所得との間の損益通算が認められることとなった。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境が整備され、個人投資家の積極的な市場参加が促進される。 現行の複雑な金融税制を見直すことにより、投資家にとって簡素でわかりやすい税制が実現される。 税制による市場の歪みが是正され、金融商品間の中立性が確保される。 現行の債券税制の課題について併せて見直しを行うことにより、債券市場の流通性が改善される。 特定口座を最大限活用することにより、投資家の利便性が向上し、投資家の立場に立った税制が実現される。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
これまでの要望経緯		平成17年度税制改正から要望している。